





以下の、両面印刷2枚の別紙(全4ページ)については、基本的には総務課で記載いたしますが、**氏名・災害発生日・雇入年月日**については、ご自身で記入してください。

様式第8号(別紙1) (表面)

労働保険番号	氏名	災害発生日
府県 市町村 支庁 番号	空洲渡 花子	RO年 5月 15日

平均賃金算定内訳

(労働基準法第12条第5項のこゝろ。)

雇入年月日	H20年 4月 1日	常用・日雇の別	常用・日雇
賃金支給方法	月給・週給・日給・時間給・出来高給制・その他給付制	賃金締切日	毎月 日
A 労働契約法第16条第1項に規定する期間中の賃金	賃金計算期間	月 日から 月 日まで	計
	総日数	日	日 (イ)
	基本賃金	円	円
	手当		
	計	円	円 (ロ)
B 労働基準法第12条第5項に規定する期間中の賃金	賃金計算期間	月 日から 月 日まで	計
	総日数	日	日 (イ)
	基本賃金	円	円
	手当		
	計	円	円 (ロ)
総計	円	円	円 (ロ)
平均賃金	賃金総額(ホ)	円-総日数(イ)	円 銭
最低保障平均賃金の計算方法			
Aの(ロ) 円-総日数(イ) - 円 銭 (ハ)			
Bの(ロ) 円+労働日数(イ) × $\frac{60}{100}$ - 円 銭 (ニ)			
(ハ) 円 銭+(ニ) 円 銭 - 円 銭 (最低保障平均賃金)			
日雇い入れられる等の平均賃金(昭和58年労働省告示第52号による。)	第1号の項	賃金計算期間 (イ) 労働日数(ロ) 賃金総額 (ホ) 平均賃金(ロ+イ× $\frac{11}{100}$ )	円 銭
	第2号の項	都道府県労働局長が定める金額	円
	第3号の項	従事する事業又は職業	
	第4号の項	都道府県労働局長が定める金額	円
労働契約法第16条第2項に規定する期間中の賃金	平均賃金総額の承認年月日 年 月 日 労働	平均賃金総額	円
① 賃金計算期間のうち業務外の傷病の療養等のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金 (賃金総額(ホ)-休業した期間に於ける(イ) × (ロ日数(イ)-休業した期間(ウ)) ÷ ( ( 円- 円) ÷ ( 日- 日) - 円 銭			

② 業務外の傷病の療養等のため休業した期間 及びその期間中の賃金の内訳				
賃金計算期間	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	計
業務外の傷病の療養等のため 休業した期間の日数	日	日	日 (併)	日
業務外の傷病中の賃金 の療養等のため	基本賃金	円	円	円
	手当			
	手当			
	計	円	円	円 (併)
休業の事由				

② 特別 給与 の 額	支払年月日	支払額
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円

[注 意]

②欄には、業務又は発病の日以前2年間（雇入後2年に満たない者については、雇入後の期間）に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を短縮する期間ごとに支払われる賃金（特別給与）について記載してください。ただし、特別給与の支払時期の臨時的変更等の理由により業務又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を特別支給金の算定基礎とすることが適当でないと思われる場合以外は、業務又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を記載して差し支えありません。

様式第8号 (別紙2)

労働保険番号					氏名	災害発生年月日
府県	支庁	管轄	基幹番号	枝番号	空洲渡 花子	R〇年 5月 15日

① 療養のため労働できなかった期間  
 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日まで\_\_\_\_\_日間

② ①のうち賃金を受けなかった日の日数 \_\_\_\_\_日

③ ②の日数の内訳	全部休業日	_____日
	一部休業日	_____日

④ 一部休業日の年月日及び当該休業日に対して支払われる賃金の額	年 月 日	賃金の額	備 考
		年 月 日	円

- [注意]
- 「全部休業日」とは、業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日であつて、一部休業日に該当しないものをいうものであること。
  - 該当欄に記載することができない場合には、別紙を付して記載すること。

